

第 12 回教育委員会

平成 29 年 5 月 9 日
午 前 10 時 30 分
本庁舎屋上会議室

議 案

議案第84号

平成30年度使用教科用図書の採択について

平成 30 年度使用教科用図書の採択について

1 義務教育諸学校

市立小学校の平成 30 年度使用「特別の教科 道徳」の教科用図書については、「執行機関の附属機関に関する条例」に基づき設置された大阪市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会（以下「教科用図書選定委員会」という。）の厳正かつ公正な調査研究を経た答申を参照し、教育委員会において採択する。

また、教育委員会は教科用図書選定委員会と並行して調査・研究をすすめるとともに、採択権者の権限と責任において公正かつ適正な採択を行う。

なお、市立小学校の「特別の教科 道徳」を除く平成 30 年度使用教科用図書及び、市立中学校の平成 30 年度使用教科用図書については、「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」第 14 条、同法律施行令第 15 条第 1 項の規定により、平成 29 年度使用教科用図書と同一の教科書を採択する。

教科書採択地区については、平成 29 年度は、1 採択地区とする。

2 高等学校

大阪市立高等学校における使用教科用図書の採択にあたっては、大阪市立高等学校教科用図書選定調査会要綱に基づき各学校に教科用図書選定調査会（以下「選定調査会」という。）を設置することとし、教育委員会からの諮問に基づき各学校の選定調査会が調査及び研究を経て作成した答申を参照し、教育委員会が採択するものとされている。

市立高等学校における平成 30 年度の使用教科用図書の採択にあたり、選定調査会に関して次の事項を決定する。

記

選定調査会による教科用図書の調査及び研究並びに答申の作成にあたっては、次の点に留意して行うこととする。

- (1) 選定調査会の開催状況、選定調査会における議論の状況及び答申の作成経過を明らかにすること。
- (2) 教科用図書の調査・研究については、学習指導要領の内容を踏まえるとともに、学校の教育目標や学科等の特色、生徒の実態等も踏まえ、内容、構成、排列、資料、表現等について十分に行うこと。また、生徒及び保護者から意見聴取を行うとともに、大阪府教育庁を中心に実施する調査研究結果等、学校外も含めた幅広い知見を活用するなど多角的に検討を重ねること。

(3) 調査・研究にあたっては、主に次の観点で行うこと。

【内容・学習等に関する観点】

- ア 教材の程度・分量・配分は適当か
- イ 態度、技能の養成に適当か
- ウ 表記、挿絵、図版等は適当か
- エ 自発的な学習に適するか
- オ 言語活動の充実に適するか
- カ 思考力の育成に適するか

【学科等の特色、生徒の学習状況等に関する観点】

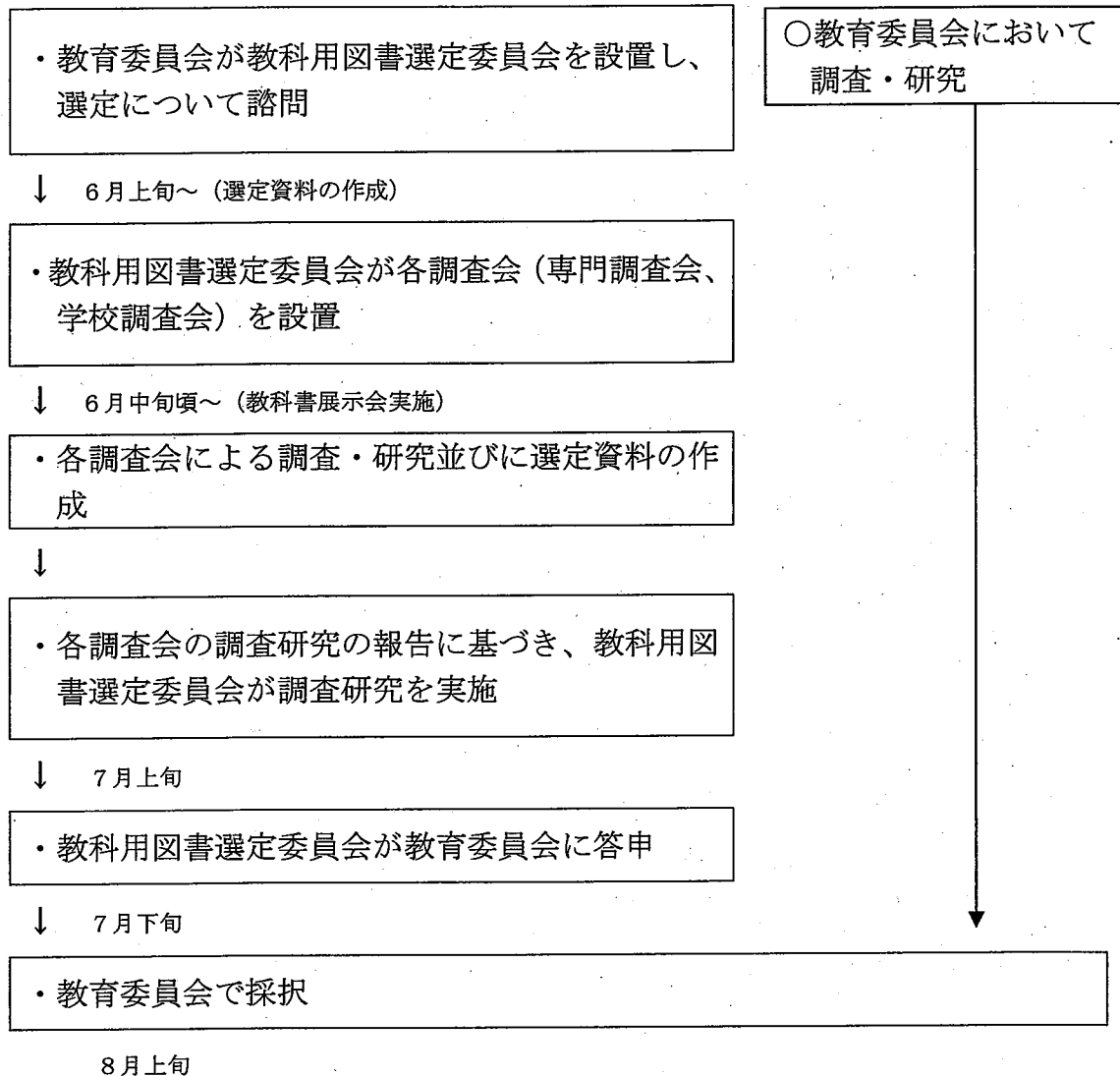
- ア 学科等の特色に適するか
- イ 学習指導計画に適するか
- ウ 生徒の興味・関心に適するか
- エ 生徒の学習のニーズに適するか
- オ 進路や社会とのつながりは適切か

(4) 調査・研究及び比較検討ののち、各教科（種目）において複数の抽出を行うこと。

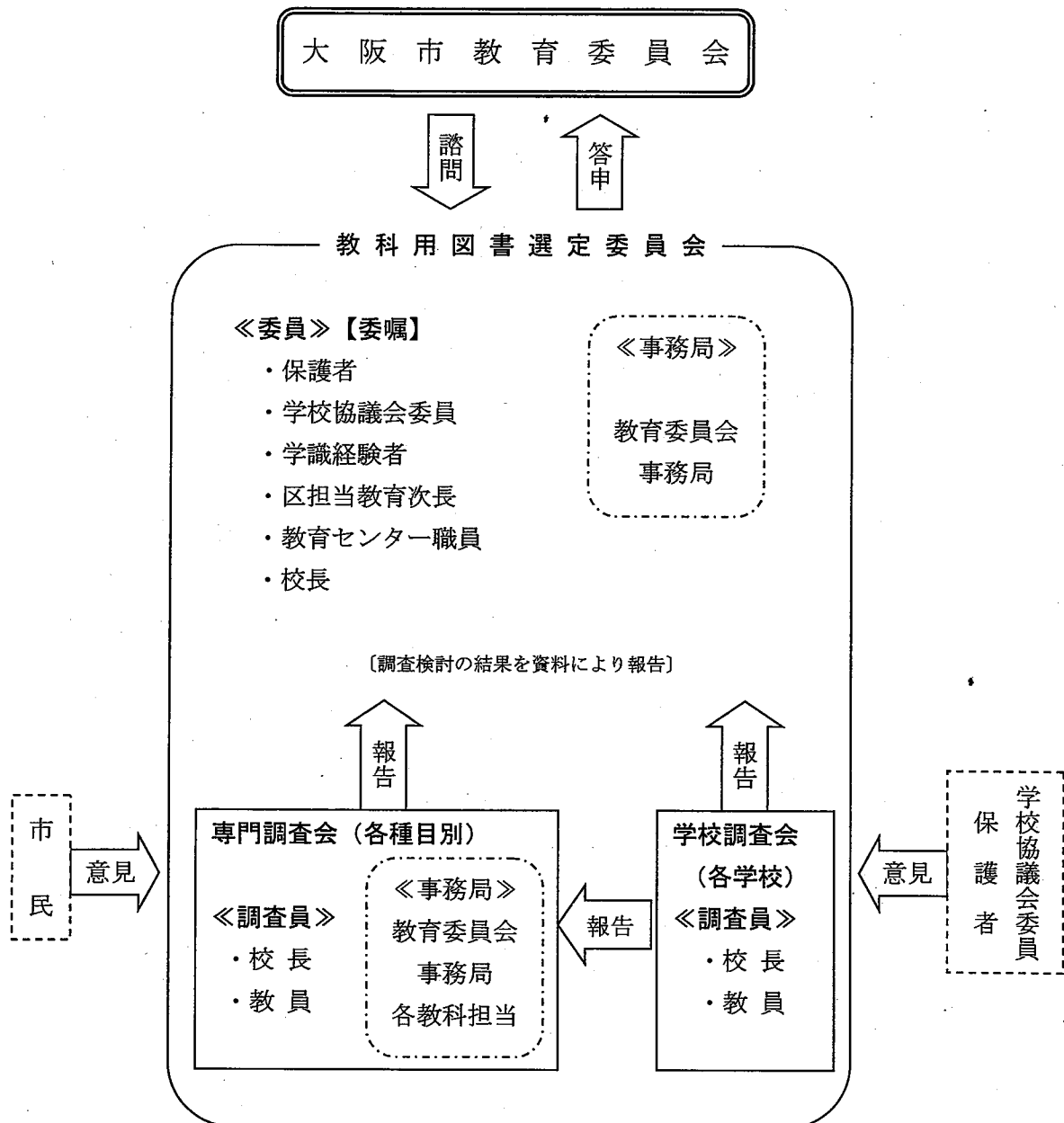
〈参考資料〉

(1) 小学校

① 採択の手順



② 採択の仕組み



③ 委員会・調査会などの業務

教育委員会	・義務教育諸学校において使用する教科書として、種目ごとに一種の教科書を採択する。
教育委員会事務局	・教科用図書選定委員会等に対して、連絡調整を行い、教科書採択に関する事務を執り行う。 ・各教科の担当を定め、調査研究にあたるとともに、各調査および府教育委員会教科用図書選定資料などをもとに調査の進捗の把握や調整を執り行う。
教科用図書選定委員会	・教育委員会の諮問を受け、別に定める各調査会等の調査研究の報告や意見等をふまえ、教科書の調査及び研究を行い、各種目について教育委員会に答申する。 ・委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。
・ 専門調査会 (各教科)	・各教科の専門調査会において、より専門的な立場からの義務教育諸学校における教科書についての調査研究並びに選定資料（案）を作成する。
学校調査会 (各学校)	・教員は教科書の調査研究を行い、それらをもとに学校長（又はそれに代わる者）は所定の様式により、教科用図書選定委員会に報告する。
保護者 学校協議会	・保護者ならびに学校協議会委員で、教育委員会に委嘱された者は、教科用図書選定委員会において教科書の調査研究を行い、意見を述べる。
市民	・教科書展示会において教科書を閲覧する。

(2) 高等学校
採択の手順

各高等学校において教科用図書選定調査会（委員長は原則として校長）を設置



教育委員会が各高等学校の教科用図書選定調査会に諮問



大阪府教育庁が市町村教育委員会に採択事務について説明（6月中旬）



◎各高等学校で教科用図書を展示（6月上旬～7月上旬）

各高等学校の教科用図書選定調査会が調査研究を実施



◎保護者および生徒の意見聴取

各高等学校の教科用図書選定調査会が教育委員会に答申（7月下旬）



教育委員会が各高等学校の教科用図書について採択（8月上旬）

(3) 教科用図書の採択に関する根拠法令等

① 教科用図書の使用

○ 学校教育法

(文部科学省検定・著作教科用図書使用の原則)

第34条 小学校においては、文部科学大臣の検定を経た教科用図書又は文部科学省が著作の名義を有する教科用図書を使用しなければならない。

2 前項の教科用図書以外の図書その他の教材で、有益適切なものは、これを使用することができる。

3 第1項の検定の申請に係る教科用図書に関し調査審議させるための審議会等については、政令で定める。

第49条 第30条第2項、第31条、第34条、第35条及び第37条から第44条までの規定は、中学校に準用する。この場合において、第30条第2項中「前項」とあるのは「第46条」と、第31条中「前条第1項」とあるのは「第46条」と読み替えるものとする。

第62条 第30条第2項、第31条、第34条、第37条第4項から第17項まで及び第19項並びに第42条から第44条までの規定は、高等学校に準用する。この場合において、第30条第2項中「前項」とあるのは「第51条」と、第31条中「前条第1項」とあるのは「第51条」と読み替えるものとする。

(原則外使用)

附則第9条 高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校並びに特別支援学級においては、当分の間、第34条第1項（第49条、第62条、第70条第1項及び第82条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、文部科学大臣の定めるところにより、第34条第1項に規定する教科用図書以外の教科用図書を使用することができる。

○ 学校教育法施行規則

(教科用図書の特例)

第89条 高等学校においては、文部科学大臣の検定を経た教科用図書又は文部科学省が著作の名義を有する教科用図書のない場合には、当該高等学校の設置者の定めるところにより、他の適切な教科用図書を使用することができる。

② 採択

○ 学校教育法

第71条 同一の設置者が設置する中学校及び高等学校においては、文部科学大臣の定めるところにより、中等教育学校に準じて、中学校における教育と高等学校における教育を一貫して施すことができる。

○ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律

(教育委員会の職務権限)

第21条 教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で、次に掲げるものを管理し、及び執行する。

1－5 省略

6 教科書その他の教材の取扱に関すること。

7－19 省略

○ 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律

(教科用図書の採択)

第13条 都道府県内の義務教育諸学校（都道府県立の義務教育諸学校を除く。）において使用する教科用図書の採択は、第10条の規定によって当該都道府県の教育委員会が行なう指導、助言又は援助により、種目（教科用図書の教科ごとに分類された単位をいう。以下同じ。）ごとに一種の教科用図書について行なうものとする。

2 省略

3 公立の中学校で学校教育法第71条の規定により高等学校における教育と一貫した教育を施すもの及び公立の中等教育学校の前期課程において使用する教科用図書については、市町村の教育委員会又は都道府県の教育委員会は前二項の規定にかかわらず、学校ごとに、種目ごとに一種の教科用図書の採択を行うものとする。

4～5 省略

6 第1項から第3項まで及び前項の採択は、教科書の発行に関する臨時措置法（昭和23年法律第132号。以下「臨時措置法」という。）第6条第1項の規定により文部科学大臣から送付される目録に登載された教科用図書のうちから行わなければならない。ただし、学校教育法附則第9条に規定する教科用図書については、この限りでない。

(指定都市に関する特例)

第16条 省略

2 指定都市の教育委員会は、第10条の規定によって都道府県の教育委員会が行なう指導、助言又は援助により、前項の採択地区ごとに、当該採択地区内の指定都市の設置する小学校及び中学校において使用する教科用図書として、種目ごとに一種の教科用図書を採択する。

3 第13条第3項及び第5項の規定は、前項の採択について準用する。

③ 同一教科用図書を採択する期間

○ 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律

(同一教科用図書を採択する期間)

第14条 義務教育諸学校において使用する教科用図書については、政令で定めるところにより、政令で定める期間、毎年度、種目ごとに同一の教科用図書を採択するものとする。

○ 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令

(同一教科用図書を採択する期間)

第15条 法第14条の規定により種目ごとに同一の教科用図書を採択する期間は、学校教育法（昭和22年法律第26号）附則第9条に規定する教科用図書を採択する場合を除き、4年とする。

2 採択期間内において採択した教科用図書（以下この条において「既採択教科用図書」という。）の発行が行われないこととなった場合その他の文部科学省令で定める場合には、新たに既採択教科用図書以外の教科用図書を採択することができる。

3 前項に規定する場合（教育課程の基準の変更に伴い既採択教科用図書の発行が行われないこととなった場合を除く。）において、新たに採択する教科用図書についての採択期間は、第一項の規定にかかわらず、既採択教科用図書についての採択期間から文部科学省令で定める期間を控除した期間とする。

④ 教科書展示会

○ 教科書の発行に関する臨時措置法

(教科書展示会の開催)

第5条 都道府県の教育委員会は、毎年、文部科学大臣の指示する時期に、教科書展示会を開かなければならない。

2 教科書展示会に関しては、文部科学省令をもってその基準を定める。

○ 教科書の発行に関する臨時措置法施行規則

(教科書展示会の開催時期)

第5条 教科書展示会は、6月1日から7月31日までの間にこれを行うものとし、毎年その開始の時期及び期間を指示する。

2 前項の指示は、告示をもってこれを行う。

(4) 執行機関の附属機関に関する条例（抄）

（設置）

第1条 法律若しくはこれに基づく政令又は条例に別に定めがあるものを除くほか、次のとおり本市に執行機関の附属機関を置く。

附属機関の属する執行機関	附属機関	担当事務
市長	省 略	省 略
教育委員会	大阪市学校適正配置審議会	省 略
	大阪市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会	教育委員会の諮問に応じ、市立小学校及び市立中学校において使用する教科用図書の選定に関する事項の調査審議及び教育委員会に対する意見の具申に関する事務
	省 略	省 略
市長及び教育委員会	省 略	省 略

（共同設置の附属機関）

第1条の2 省 略

（委任）

第2条 第1条に規定する附属機関の組織、運営その他附属機関に関し必要な事項は、その附属機関の属する執行機関が定める。

2 省 略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(5) 大阪市立教育委員会規則第 33 号

大阪市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、執行機関の附属機関に関する条例（昭和28年大阪市条例第35号）第2条第1項の規定に基づき、大阪市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 委員会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が市長の意見を聴いて任命し、又は委嘱する。

(1) 大阪市立義務教育諸学校（以下「学校」という。）の校長

(2) 学校教育に専門的知識を有する職員

(3) 区担当教育次長

(4) 学校に在籍する児童又は生徒の保護者

(5) 教育に関し学識経験を有する者

(6) 学校協議会の委員

(7) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が適当と認める者

3 教科用図書の採択に直接の利害関係を有する者は、委員会の委員となることができない。

4 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(任期)

第3条 委員の任期は、任命又は委嘱の日から諮問にかかる教科用図書が採択されるまでとする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員長は、会議の議長となる。

3 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 会議は、公開しない。

6 調査審議及び教育委員会に対する意見の具申に関する事項は、諮問にかかる教科用図書が採択されるまでの間、公開しない。

(調査員)

第6条 委員会は、専門的な調査検討を行うため、調査員を置くものとする。

- 2 調査員は、学校の校長及び教員のうちから、委員長が任命する。
- 3 調査員は、調査の経過及び結果を委員会に報告しなければならない。
- 4 教科用図書の採択に直接の利害関係を有する者は、調査員となることができない。
- 5 調査員の任期は、任命の日から諮問にかかる教科用図書が採択されるまでとする。
- 6 調査員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(関係者の出席)

第7条 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

- 2 関係者又は関係者であった者は、調査審議に関する事項に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

(施行の細目)

第9条 この規則の施行について必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

平成27年5月26日一部改正

(6) 大阪市立高等学校教科用図書選定調査会要綱

(設 置)

第1条 大阪市立高等学校（以下「学校」という。）において使用する教科用図書の採択の適正な実施を図るため、各学校に教科用図書選定調査会（以下「選定調査会」という。）を置く。

(設置期間)

第2条 選定調査会を置く期間は、毎年度6月1日から7月31日までとする。

(職 務)

第3条 選定調査会は、教育委員会の諮問により、当該学校の教科用図書の調査及び研究を行い、その選定に関し、教育委員会に意見を答申する。

(組 織)

第4条 選定調査会は、当該学校の校長、准校長及び教員で組織する。なお、学校教育法第71条の規定により中学校における教育と一貫した教育を施す高等学校については、当該中学校の教員を加える。

2 教科用図書の採択に直接の利害関係を有する者は、選定調査会の構成員となることはできない。

(委員 長)

第5条 選定調査会に委員長1名を置く。

2 委員長は、当該学校の校長とする。ただし、校長に事故があるとき、または第4条第2項に該当するときは、准校長を置かない学校にあつては、教頭とし、准校長を置く学校にあつては、准校長とする。准校長を置く学校にあつて、校長及び准校長に事故があるとき、または第4条第2項に該当するときは、教頭とする。校長、准校長及び教頭がともに事故があるとき、または第4条第2項に該当するときは、教育委員会が指定する者とする。

3 委員長は、会務を総理し、選定調査会を代表する。

4 委員長は、選定調査会の会議を招集する。

(細 目)

第6条 この要綱の施行について必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この要綱は、昭和45年6月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年5月13日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年5月24日から施行する。

ご来場の皆様へのアンケート

- ・本市では教科書展示会を実施し、市民の皆様に学習指導のための教科内容の研究等が行えるようにするとともに、教科書や教科に対するより一層の理解を深めていただけるようにしております。
- ・このアンケートは、市民の皆様に教科書への関心を持っていただくとともに、教科書について広く意見を集めることを目的としております。
- ・いただいたアンケートのご意見は採択にあたっての参考資料の1つとしますが、ご意見の多寡や内容等が採決に直結するものではありませんので、ご了承ください。
- ・お一人で複数枚記入したり、アンケート用紙を持ち帰ったりすることはご遠慮ください。

★ 該当する（ ）には「○」を、 には「文字や数字」を記入してください。

○ アンケート記入日	平成29年		月		日
{	() 保護者		学校		
	() 一般	【大阪市 区在住・市外 在住】			

1 教科書展示会の開催について、どこで知られましたか？

あてはまるすべてのものに○をつけてください。

- | | |
|-------------------|---|
| () 学校から配付されたプリント | () 通りかかった際に知った |
| () 区役所の広報紙 | () その他 (ご記入ください)  |
| () ホームページ | <input type="text"/> |

2 閲覧された教科書の種類に○をつけてください。

- () 小学校(道徳) () 小学校(道徳以外) () 中学校

平成30年度から小学校で「特別の教科 道徳」の教科書が使われることになりました。これを受け、平成30年度から小学校で使用する教科書を新たに採択することになりました。

3 大阪市で使用する教科書にとって、特に重要と思われる点「2つ」に○をつけてください。

- | | |
|---------------------------------------|-------------------------------|
| () 子どもが安心して成長できる安全な社会の実現との関連 | } 大阪市教育振興基本計画
「2つの『最重要目標』」 |
| () 心豊かに力強く生き抜き未来を切り拓くための学力・体力の向上との関連 | |
| () 教科の特色に応じた工夫 | |
| () 児童の興味・関心・意欲を喚起する話題や題材 | |
| () 文字の大きさ・行間、さし絵や写真 | |
| () 学習の流れが理解しやすい構成 | |
| () 資料の正確さ・豊富さ・わかりやすさ | |
| () いじめ対策・子どもの尊厳 | |

4 ご意見・ご感想がありましたら、下記の欄にご記入ください。

◎ 教科書についての質問は、大阪市教育委員会指導部初等教育担当までご連絡ください。
(Tel 6208-9177)

◎ 以下の図書館では、展示会期間以外にも教科書閲覧が可能ですのでご活用ください。

施設名	教科書センター名	教科書の種類
大阪市立 福島 図書館	大阪市第1教科書センター	小・中
大阪市立 旭 図書館	大阪市第2教科書センター	小・中・高
大阪市立 中央 図書館	大阪市第3教科書センター	小・中・高
大阪市立 西淀川 図書館	大阪市第4教科書センター	小・中
大阪市立 生野 図書館	大阪市第5教科書センター	小・中
大阪市立 平野 図書館	大阪市第6教科書センター	小・中
大阪市立 住吉 図書館	大阪市第7教科書センター	小・中
大阪市立 阿倍野 図書館	大阪市第8教科書センター	小・中・高

※ 各図書館の開館時間や場所については、ホームページなどでご確認ください。

★ 以上でアンケートは、終了です。ご協力ありがとうございました。

4つ折りにしてアンケート回収箱に入れてください。

事務局整理番号

陳情第114号

大阪市の教科書採択方式の3点の改善に関する陳情書

(平成28年11月24日受理)

(平成28年11月24日付託)

平成28年11月24日

大阪市会議長 木 下 誠 様

子どもたちに渡すな！あぶない教科書大阪の会

陳 情 書

(陳情趣旨)

昨年の中学校教科書の採択においては、数々の問題が生まれ多方面から指摘されました。来年度は小学校の道徳教科書の採択があり、その後も毎年教科書の採択がおこなわれます。公正・公平という採択の原則を守るため、以下の3点の改善を求めます。

(1) 採択の公正・適正さを確保するための倫理規定について

昨年の採択においては、全国の採択区において公正・公平な採択に疑義がもたれ、そのため文部科学省は本年6月20日、「義務教育諸学校の教科書用図書の無償措置に関する法律施行規則の一部を改正する省令」を出しました。この「省令改正」の趣旨は、「教科書発行者その他の教科書採択に直接の利害関係を有する者の不公正な行為があったと認められる場合・・・いわゆる採択替えを行うことができる」というもので、やり直しの条件についても細かく定義されました。しかし、膨大な時間と力を使って行った採択のやりなおしは本来避けるべきことであり、あらかじめ疑義を防ぐため、教科書採択に関する厳しい倫理規定を作る必要があるのではないのでしょうか？「李下に冠を正さず」という言葉もあります。市民から疑惑を持たれないため、具体策の策定を求めます。

(2) 採択区の縮小について

大阪市では、地域の実態に合わせて行政をおこなうため、区への権限譲渡をおこなってきました。しかし、教科書採択においては、逆に平成26年度に採択区が8区から1区に変更され、大規模化されました。そのため、大阪市内24区の

(参考)

すべてを特定の教科書会社が総取りできることになり、教科書会社や印刷会社が莫大な利益を奪い合う不正の温床を醸成してきた面があります。教科書アンケートをめぐる不正もその一つであったと考えられます。したがって今後は採択区を是正し複数化することを求めます。

(3) 採択会議の直接傍聴を保障することについて

昨年の採択会議において、採択会場から傍聴者を完全に締め出し、市民はかなり離れた会場で中継を見ることしかできませんでした。「傍聴」とは、議会においても裁判においても、直接視聴することを意味しており、昨年大阪市教委がおこなったことは基本的人権の侵害以外の何ものでもなく、市教委自身の定めた傍聴規則にある10名の傍聴の保障規定にも違反しています。従来、大阪市教委は教科書採択のような市民の関心の高い議題に際しては、できるだけ多くの市民が傍聴できるよう便宜を図ってきました。また府内各市においても、採択会議には特別な配慮をおこなう市が年々増えてきています。傍聴については従来の形に戻すことを求めます。

(陳情項目)

1. 教科書採択に関する倫理規定を策定してください。
2. 採択地区を現在の1区から複数区へと変更してください。
3. 市民の教科書採択会議の傍聴を最大限保障するようにしてください。

以上

H29.3.3 大阪市外部監察チーム報告書（抜粋）

○ アンケート実施方法について（報告書 p11）

- ・ 本件採択にあたって教育委員会が有していた認識のように、アンケートの意義を「参考」であるとか、「採決に直結するものではない」といったものと考えてるのであれば、本件採択時になされたようなアンケート実施方法を、特に異とする理由はない。ただし、その場合には、アンケート用紙に「意見形成の参考にはするが、その限度でしか参照しない」といった注意書きを施すことが、実施の趣旨を明確にして誤解の恐れを減少させるために有益であろうと考えられる。
- ・ 他方、もしアンケート結果（賛否の数や自由記述の内容等）を重視し、それを採択に反映させるとの立場に立つのであれば、何らかの方法によって同一人の複数回答を防止すべき要請が高まる。また、この場合には、大阪市の教科書採択であることを重視して、市内在住者のみに回答させることとするかという点についても検討が必要となるであろう。
- ・ このような検討を踏まえると、本件採択時のアンケートは、その意義や趣旨に不明確な点があったと言わざるを得ない。

○ 会議の傍聴方法について（報告書 p12-p13）

- ・ 裁判は公開の法廷で行うこととされているのは、手続を一般に公開することで、裁判が公正に行われることを保障する趣旨であるところ、公正確保の要請は、教育委員会においても同様に妥当するものといえる。この点を重視すれば、直接的な傍聴の機会を最初から（会場において秩序を乱すような行為が現に行われたわけではないのに）喪失させた上記対応には問題があるともいえそうである。
- ・ もっとも、上記のように、映像及び音声を別会場に同時中継することとしても、市民は、教育委員会会議内で行われる議論やその運営等を注視することは可能であったから、市民に対して会議内容に係る情報を提供することで説明責任を果たし、もって教育行政に関する適正な運営を確保するという目的は達成できる。
- ・ 他方、教育委員会会議の場には傍聴者の様子や音声が届かないこととなるが、そもそも、傍聴規則（当時）が教育委員長に傍聴者の退室命令や会議の非公開等の各種措置を行う権限を認めていることからすれば、傍聴者が会議の場で委員に対してその行動ないし音声ををもって具体的な影響力を与えることは想定されていないというべきであるから、このことは特段問題とはいえない。
- ・ したがって、本件採決時に採られた傍聴方法は、会議の公開を定めた法令の趣旨を損なうものではなかったと評価できる。

○ 結語（報告書 p15-p16）

教育委員会も、このような関心の存在についてももちろん認識したうえで、必要な手続をこれまで実践してきたものとする。しかし、市民の関心の高さ・深さに鑑みれば、教育行政の公正性を示し、それによって市民の信頼を確保していくことの重要性は極めて高いので、今後は、特に教科書採択に関する手続については、より一層丁寧かつ詳細な情報提供を行うことが望まれる。

